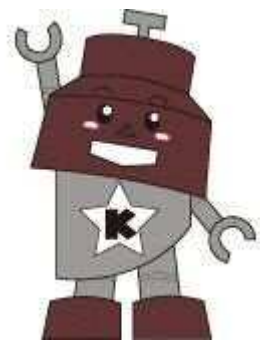
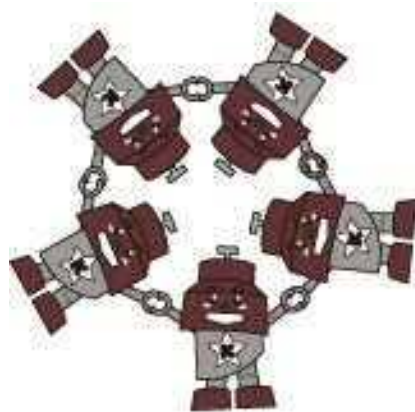


て みんな手をつないで

しょうがいしゃさべつ
障害者差別のない まちづくり



川口市マスコット
「きゅぼらん」

かわぐちししょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
川口市障害者差別解消支援地域協議会

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

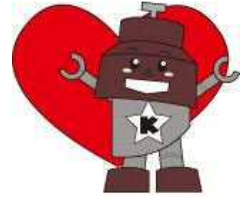
ふとう さべつてきと あつか

障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」と

ごうりてきはいりよ

さべつ

「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされています。



「不当な差別的取り扱い」とは？

せいとう りゆう

しょうがい

正当な理由がないのに、障害があるということでサービス

ていきょう きよひ せいげん じょうけん つ

などの提供の拒否・制限・条件を付けたりすることです。

(ふとう さべつてきと あつか れい)

【不当な差別的取り扱いの例】

しょうがい りゆう

はい

か

障害を理由にして・スポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、

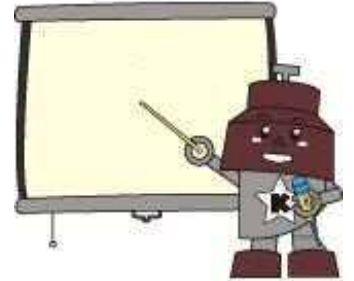
くるま

みせ

はい

など

車イスだからといってお店に入れない等



「合理的配慮」とは？



しょうがい

ひと

もと

おう

ふたん

す

はんい

障害のある人からの求めに応じて、負担になり過ぎない範囲で、

にちじょうせいかつ

さまざま

こんなん

と のぞ

ひつよう

はいりよ

日常生活の様々な困難を取り除くために必要な配慮をすることです。

ごうりてきはいりよ れい

【合理的配慮の例】

ひつだん

よ

あ

たす

あし

ふじゆう

かた

じょうしゃ

たす

など

筆談や読み上げでコミュニケーションを助ける、足が不自由な方の乗車を助ける等

ほうりつ

～この法律のポイント～

ふとう さべつてきと あつか

不当な差別的取り扱いをすることは、役所や会社・お店等も禁止されます。

やくしょ

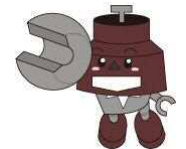
かなら

ごうりてきはいりよ

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。会社・お店等は、

かいしゃ

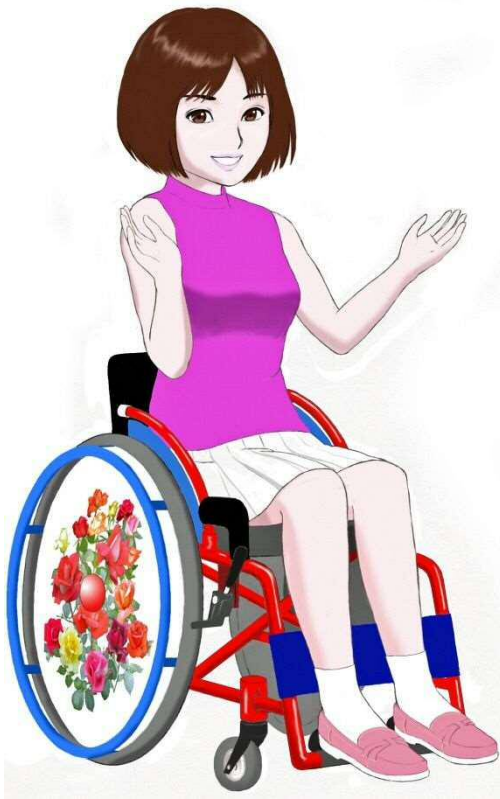
みせとう



できるだけ努力することになっています。

	ふとう さべつてきと あつか 不当な差別的取り扱い	ごうりてきはいりよ 合理的配慮
やくしょ 役所	してはいけない	しなければならない
かいしゃ みせ 会社・お店など	してはいけない	するよう ^{どりよく} に努力する

かた
☆こんな方がいたら、支援が必要な方かもしれません☆



しんたいしょうがい かた
❀ 身体障害のある方 ❀

てあし からだ がうまく うご かつ、 立つ・ある 歩く・段差をのぼる・
すわ きが 動作がうまくできない状態の方です。

からだ ないぶ
❀ 体の内部に
しょうがい かた
障害のある方 ❀

からだ なか しんぞう こきゅうき
体の中（心臓や、呼吸器など）
がうまく機能しないことで、呼吸や
はい きのう つか
排せつがしづらい、疲れやすいなど
の しょうたい かた
状態にある方です。



しかく しょうがい かた
❀ 視覚に障害のある方 ❀

めがふじゆう かた まった み かた
目が不自由な方です。全く見えない方もいれば、ぼやけて
しまう方、一部だけ見える方もいます。



ちようかく しょうがい かた
❀ 聴覚に障害のある方 ❀

みみ きのう はたら ただ き
耳の機能がうまく働かず、正しく聞こえづら
かったり聞こえなかったりする状態の方です。





知的障害のある方

知能の発達が遅れることで、複雑なことを理解すること、文章や計算が苦手、コミュニケーションがうまく取れない、状況に応じた行動をすることができない、状況が理解できずに大きな声をだしてしまう、人との距離感がうまく取れないなど生活で困ることがある障害です。

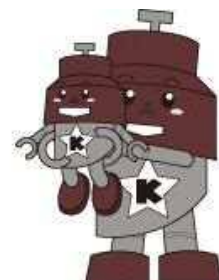
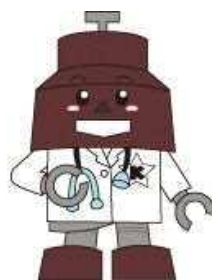
精神障害のある方

脳の機能障害により、周りの人には聞こえない声や音が聞こえる、実際にはないものが見えてしまう、気持ちをうまくコントロールできない、物事の判断が難しい、意欲の低下などがあります。そのため、人間関係や日常生活がうまくいかないことがあります。



高次脳機能に障害のある方

事故や病気などで脳に傷ができる事が原因で、疲れやすい、コミュニケーションがうまくいかない、文字や図がうまく読めなかったり言葉がでてこない、新しい事が覚えられない、感情のコントロールができない、物事の優先順位がわからないなどが起きる障害です。



☆ちよつとした心遣い☆

しょうがいしゃさべつかいしょうほう たいしょう ぎょうせい みせなど こんかい まわ かた ぶく
障害者差別解消法の対象は行政やお店等になりますが、今回は周りにも含め
し
知ってもらいたいことを、当事者から聞き取りをしました。

ぎょうせい ぎんこう かくきかん まどぐち 行政や銀行などの各機関の窓口



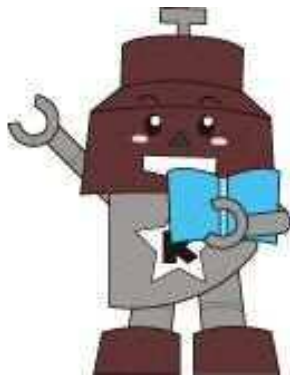
こえかけ でんこう けいじばん
声掛け、電光掲示板、
ばんごうふだいろいろう しゅだん
番号札色々な手段で知らせる



ひつたん かんたん ことば か
筆談・簡単な言葉で書く



しゃしん え つか せつめい
写真や絵を使って説明する



ほかにも・・・

• つうやくしゃ かい でんわ ほんにんかくにん か い はなし
通訳者を介して、電話をしているときに、本人確認で替わってと言われても話をする

ことができず かわれ ない 場合 があるので、理解してほしい。

• ゆっくりと 短い言葉や文章（一語文）で分かりやすく、抽象的な表現や、

複数の指示は避け、見通しを持てるよう、具体的な説明をしてけると助かる。

こうつう きかん まちなか
交通機関や街中など



ひゃくめーとるさき
「100 M 先のコンビニを右」など分かりやすい
つた かんた
伝え方で



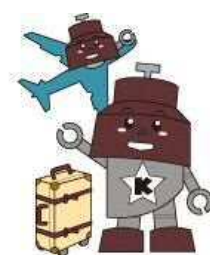
かいじょけん しごとちゆう たべもの
介助犬はお仕事中。食べ物あげたり
きゅう さわ みまも
急に触らず見守って



ゆうせんせき
優先席だけでなく、どの席でも譲りあい

ほかにも…

- けんばいき ちか し おお ろせんず たす
券売機の近くに字の大きい路線図があると助かる。
- みち のり か き とき
道や乗り換えを聞いた時に、「あっち」「こっち」「そっち」や指差しでは
わからないので、ぜんご さゆう おし
わからないので、前後左右などで教えてくれるとわかりやすい。
- じてんしゃ な かた し
自転車でベルを鳴らされてもわからない方もいることを知ってほしい。



みせ いんしょくてん
お店・飲食店 など



みぎ まひ ひと
右麻痺の人もあるので、エスカレーター
は歩かない。



じゅうじ ほうこう
「10時の方向にコップがあります」
など、時計で位置を説明する。



にじゅうさいいじょう あただ
「20歳以上ですか?」「温めますか?」
「はい、いいえ」などの絵カードを見せ
ながら説明する。



しょくひん あつかうみせ
食品を扱う店であっても介助犬の 入場
は受け入れる。

ほかにも…

- どのような料理があるのか、声で教えてくれると助かる。
- 点字のメニューがあればうれしい、なければ

どんな料理があるのか声で教えてほしい。



その他、理解して欲しいこと



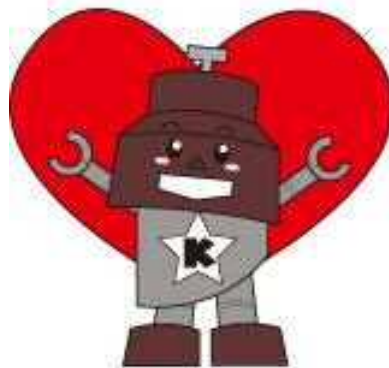
- 気になることがあれば教えて欲しい。時には声掛けや注意することも必要。
- 困っているように見える時には、声を掛けて欲しい。
- 特別なことをしなくてよいので、出来る範囲で配慮して欲しい。

ここに挙げた事例は、ほんの一例です。さまざまな方が暮らすこの街で、障害のある・ないで区別をしないでください。でも、みんなが気遣う心は大切です。

みんながより良い生活を送るためには、制度や設備だけを整えても限界があります。その他、気づいたことがあれば、ぜひ実践して下さい。

人と人とが支え合う街、それを川口市は目指していきます。

何かお困りごと等がある時は、お気軽にご相談下さい。



令和2年5月7日 作成

作成：川口市障害者差別解消支援地域協議会

問い合わせ：川口市役所 障害福祉課

TEL:048-258-1110 FAX:048-259-7943

E-mail:083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp